

資料提供(投げ込み) 令和3年5月10日(月)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

津市自治会問題に関する
調査実施案件 調査結果報告書について

このことについて、2月1日付け「津市自治会問題に関する中間報告書」の調査実施案件にかかる調査結果報告書(No.11、No.20-2、No.20-3)についての内容は、別添資料のとおりです。

調査実施案件 調査結果報告書

- 1 ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案
- 2 自治会掲示板設置補助金に関する事案
- 3 集会所建築等補助金に関する事案
- 4 防犯灯補助金に関する事案
- 5 津市商工業振興等関係補助金に関する事案
- 6 資源物持ち去り防止パトロールに関する事案
- 7 相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案（3月12日報告：再調査中）
- 8 相生会館、さくら湯の修繕工事に関する事案
- 9 工事請負業者の地元調整に関する事案（3月12日報告）
- 10 中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案
（3月1日報告）
- 11 公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案（5月10日報告）
- 12 中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案（3月1日報告）
- 13 市職員の私的利用に関する事案（3月1日報告）
- 14 道路占用許可に関する事案（3月12日報告）
- 15 中河原西自治会の設立に関する事案（2月25日報告）
- 16 人事異動への関与に関する事案（2月25日報告）
- 17 相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案
（2月10日報告）
- 18 謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案（2月10日報告）
- 19 相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案（2月10日報告）
- 20 その他、聞き取りの結果、新たに調査を必要とされた事案
（20-1 2月25日報告）（20-2 5月10日報告）（20-3 5月10日報告）

倉田法律事務所 弁護士 倉田 巖圓

楠井法律事務所 弁護士 楠井 嘉行

法律顧問弁護士による市職員への聞き取り調査の結果に基づき、次のとおり、それぞれの調査事案について調査結果報告として公表する。

目次

(令和3年5月10日報告案件)

- ・ No. 11 「公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案」・・・・・・・・・・ 1
- ・ No. 20-2 「相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の
廃材置き場にあったレンガが使用された事案」・・・・・・・・・・ 5
- ・ No. 20-3 「特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の
津市職員が深く関与していた事実」・・・・・・・・・・ 8

(令和3年3月12日報告済案件)

- ・ No. 7 「相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案」
- ・ No. 9 「工事請負業者の地元調整に関する事案」
- ・ No. 14 「道路占用許可に関する事案」

(令和3年3月1日報告済案件)

- ・ No. 10 「中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案」
- ・ No. 12 「中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案」
- ・ No. 13 「市職員の私的利用に関する事案」

(令和3年2月25日報告済案件)

- ・ No. 15 「中河原西自治会の設立に関する事案」
- ・ No. 16 「人事異動への関与に関する事案」
- ・ No. 20-1 「相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案」

(令和3年2月10日報告済案件)

- ・ No. 17 「相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案」
- ・ No. 18 「謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」
- ・ No. 19 「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」

No.11「公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会へ委託している相生町公園の除草、清掃、樹木の剪定、便所掃除を行う管理業務について、除草作業を主に地元自治会と密接に関連する業務を行う施設に従事する複数の市職員（以下、「当事者職員」という。）が行っていた事実あり

イ 事案の概要

相生町公園は都市公園法第2条1項に規定する「都市公園」であり、相生町公園の管理は津市が行うもので（都市公園法第2条の3）、津北工事事務所が所管している。

津市においては、都市公園が、設置している周辺地域住民の利便のための施設であり、利用者も周辺地域の住民がほとんどであるという実情に照らし、公園の除草、清掃、樹木の剪定、便所の掃除などの維持管理については、公園内の見回りや遊具の状態確認などを含め、地域に密着した適切な管理が行えるのは地域住民や地域のボランティアであるとの考え方の下、可能な限り、自治会等への委託に切り替えてきた経緯がある。

この自治会等への公園管理業務委託は、年度ごとに自治会等に依頼し、民間事業者へ同種の業務を委託した場合と比べて安価な額で委託している。また、仕様については、契約の相手方について自治会等を対象にしていることもあって、市が民間事業者と契約する同種の業務委託契約とは異なり、「除草・清掃に関する業務や、樹木の剪定に関する業務については、各業務を年2回以上」とするなど、詳細な仕様と言えるまで定めてられておらず、完成認定についても、「委託業務完成認定書」（第1回目、第2回目、第3回目）の提出をもって確認が行われており、必ずしも、現地に臨んで実際に委託業務が実施されたかどうかを確認することまでは行っていない。

そもそも、当該業務委託契約は、競争の原理に基づいた民間事業者との業務委託契約とは異なり、営利を目的としない地元密着した公益性の高い団体である自治会等が、自ら地元の施設の維持管理を行うとする信頼の原則に則って成立するとの考え方に基づくものであり、津市全域で年間約150件の公園管理業務を自治会等に委託している。

このような経緯等の中、相生町公園については、平成25年度から相生町自治会に対して、各年度、年間約35万円程度で委託されるようになり、当該委託料は、他の自治会との公園管理業務委託料と同一の算出方法によって

算出されており、民間事業者への委託の価格よりも比較的安価な委託料であるといえる。

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）は、相生町自治会が受注者として津市との間で契約を締結した公園管理業務委託について、本来、管理委託を受けた自治会が行うべき業務の一部である除草作業を、少なくとも平成29年度以降、当事者職員に依頼し行わせていた。

職員からの聞き取りによれば、平成29年度以降、令和2年度の夏頃まで、相生町公園に草が繁生するたびに当事者職員は公園の除草作業を行っていたといい、特に夏季にかけての繁生期には、連日作業を行うなど、かなりの頻度で公園の除草作業を行っていたという。

除草作業等の依頼は、No.13「市職員の私的利用に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告と同様に自治会長が直接、当事者職員に依頼する以外にも、自治会長から依頼を受けた当事者職員の上司から、除草作業等の実施を命じられることもあったという。

当事者職員は、全体の奉仕者である公務員として、本来、市から委託を受けた自治会が行うべき作業に従事すべきか葛藤しつつも、その職場の状況から、これまでの例に倣うほかないといった思いから、仕方なくこれらの依頼に応じていたというが、本事案の相生町公園の除草については、公園を使用する子供達からも「草が生えているとサッカーがしにくいので、なんとかして欲しい。」などの声を当事者職員等が聞くこともあったといい、そういった場合は、地元へ寄り添いたいとの思いから、自らの意思で除草作業を行っていたという側面もあったようである。

なお、相生町公園の便所掃除等の他の管理業務については、市職員が作業をしていた事実は確認できず、相生町自治会が公園の管理業務委託を全く履行してなかった事実までは確認できなかった。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

自治会長からの求めに応じ、公務中に公園の除草作業を行う必要はなく、まして、当事者職員は、公園の除草業務は相生町自治会が津市から委託を受けている業務であることを知っていたものであり、それを自治会に代わって公務中に行う行為自体、問題があったと言える。ましてや、当事者職員の上司である職員にあっては、本来、自治会長からの要求が適正なものかを判断し、毅然とした対応が求められるところ、当事者職員らの作業が公務ではないと知りつつ、連日除草作業を行う当事者職員らに、敢えて私服での作業を促すなど、制止を行うどころか、自治会長からの求めに応じ部下である当事

者職員に作業等を命じ、問題解決を図ることなく黙認していた行為は、上司として言語道断であるというほかない。

また、委託業務の担当部署である津北工事事務所では、自治会への委託ということから、民間事業者への委託ほどの詳細な仕様も設定しておらず、委託業務として成果を書面のみで確認していたが、公金の支出でもあり、より注意を払えば実態を把握する機会もあったのではないかと思われる。

エ 事案の経緯と背景

当事者職員や、その上司らが、自治会長からの公園の除草作業の依頼に応じていたのは、当事者職員への聞き取りからも、「地元の子供のため」、「草の生育が激しく放置し難い」など地元のためといった意識が潜在的に働いたとも考えられ、また、これら当事者職員らの引継ぎの際には、「相生町公園の草の繁生について注意して見ておくことが、今後、自治会長とうまくやっていくコツである」と伝えられていたようであり、自治会長への恐怖心だけではなく、これら施設が、地元住民の期待に応え、地域社会に貢献するための施設として運営されてきた経緯の中で、過去から長年にわたり、「可能な限り地元自治会に寄り添った業務を行うことが、この施設に与えられた役割である」、「自治会長と良好な関係を保つことが、トラブルを回避し、今後の自身の円滑な業務に繋がる」との思いがあったことは一定の理解がなし得る。これらの状況に陥った理由は、中間報告書にも記述した自治会問題の背景や、謝罪（土下座、丸刈り）の実態が大きく関係していると思われる。当事者職員や、その上司らが、職務専念義務違反に抵触するとの認識を持ちながらも、自治会長からの私的な作業等の要求を受け入れてきた行為は、視点をかえれば、自治会長からの要求に応じる必要がないことを認識しつつも、これを断ることが出来ない状態にあったともいえ、自治会長と日々直接的に接触する機会が多い地元で密接に関連した施設においては、そこで公務に従事する職員として、特に声を上げづらい雰囲気・状況であったことは、想像に難くない。

関係職員からの聞き取りによれば、地元の事情に精通した職員ほど、過去からの経緯も含めて自治会長との距離は近く、それに起因する実態のない恐怖感からか異論を唱えることはできなかった。更に、地元自治会と密接に関連する業務を行う施設においては、特に異論を唱え難い職場の雰囲気があり、仮に、そうした場合は、自らが孤立感を深める結果となることが明白で、この除草作業の様子を目撃した一般市民から、なぜ除草作業をしているのかを問われても、除草作業を続けていることから、一旦、自治会長から引き受けてしまった除草作業を、本来の市の業務でないとして断ることは、難しか

ったと考えられる。

なお、本事案に関しては、自治会長から当事者職員やその上司らに対し、直接的な恫喝や強要等の事実は確認できず、あくまで自治会長からの依頼によって、この公園管理業務委託の一部である除草作業を行っていたものである。

オ 今後必要な措置、対応

地域住民と直接、接する機会が多い職員であったことが、この問題を生じさせた一因であったことは否めないところ、この問題は、津市職員に、公務員として職員倫理や行動規範に対する知識が不足していたという問題ではなく、自治会長からの様々な要求に対する職員の意識の問題である。全ての市職員が、日々の公務において職員倫理が意味することを真に理解し、不当要求対応に関する意識を今一度、再認識し、いかなる不当要求に対しても毅然とした対応がとれるよう改める必要がある。そのためにも、職員が不当な要求を受けた際に、直ちに相談・対応できる体制や運用方法の構築など組織として対応する仕組みづくりが必要である。

加えて、当該業務が、競争によって委託の相手方を決定する通常の民間事業者への委託業務とは、性質が異なるものであることを踏まえた上で、仕様のあり方や委託業務の履行確認の方法などを見直すなど、再発防止策を検討すべきである。

No.20-2「相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガが使用された事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

市職員が津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガを、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）の事務所の敷材として使用し敷設作業を行った事実あり

イ 事案の概要

平成24年6月19日の台風4号及び同年9月30日の台風17号により、強い波の影響で、津なぎさまち護岸のインターロッキングブロック（以下、「レンガ」という。）が剥離する被害が発生した。この被害の際、津市相川建設作業事務所と建設部は、都市計画部と協議を実施、当該レンガは2度も海水により地表から剥離するなど、現場における再利用の可能性は低いと判断したことから、散乱したレンガを撤去し、同事務所東側の廃材置き場にレンガを運び入れた。

平成27年6月頃 自治会長が、自治会長宅裏の敷地に設置したコンテナをベースに、通称「南天」と呼ばれる相生町自治会長の事務所（以下、「南天」という。）の整備を開始した。

整備当初は、自治会長が手配した大工が木材の組み上げ等の作業を行っていたようであるが、ある日曜日、朝から数名の市職員が自治会長に呼び出され、南天の木材のくみ上げ等を行う大工作業の補助を依頼されたという。

職員からの聞き取りによると、数日後、南天の木材の組み上げ作業が完了すると、ある市職員は、自治会長から南天前の敷材に関して相談を受けたという。この相談を受けた市職員は、津市相川建設作業事務所の廃材置き場に積まれているレンガについて、ポンプ場整備に伴い同事務所を移転する必要もあり、当該レンガの処分に困っていることを思い出し、同事務所に、「相生町で使うためにレンガを譲ってほしい」と打診したところ、同事務所職員から無償譲渡の了承を得たという。

その後、この市職員は、自ら環境事業課所管の軽自動車や2tトラックを使用し、津市相川建設作業事務所から南天にレンガを運び入れ、自治会長の指示のもと、南天前にレンガを並べたという。当初の指示は、コンテナ前の一画に限定してレンガを敷設するというものであったが、その範囲は徐々に拡大され、最終的には、環境事業課所管の2tトラックで2～3回分のレンガを津市相川建設作業事務所から運び入れ敷設することとなったようである。この敷設作業に当たっては、この市職員は、当時の環境事業課長を通

じて、別の市職員にも応援を求めたとのことであり、以降、この応援を求められた市職員もレンガの敷設作業に加わるようになったとのことである。

なお、この二人の市職員の上司にあたる、当時の人権担当理事や当時の環境部長のほか、自治会長から南天に呼び出された他の幹部職員がレンガの敷設作業を目撃することもあったと思われるが、市職員による当該作業について言及する者はいなかったという。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

まず、特定の個人である自治会長の求めに応じ、市職員が自治会長個人の事務所整備を行うこと自体、大きな問題である。しかも、勤務時間中にこれら作業に従事することは、明らかな職務専念義務違反であり、まして、売り払いも困難で処分に困っていたとはいえ、市の所有物を何らの手続きをも経ず、特定の個人である自治会長に無償譲渡する行為、さらには、その資材の運搬に環境事業課所管のトラックを使用する行為には問題があるというほかない。

また、この作業に従事した市職員の行為を黙認した上司、また、この作業の応援依頼を受け、部下にその応援作業に向かうよう指示した上司、さらには、勤務時間中に作業を行う市職員の姿を目撃した上司、これら、作業を行う市職員が断り難い状況下におかれていることを知りつつも、何らの疑問を呈さなかった幹部職員の姿勢についても、管理職として疑問を呈さざるを得ない。

エ 事案の経緯と背景

そもそも、このレンガは、平成24年9月30日に発生した台風17号による高波の影響で剥離した、津なぎさまち護岸のインターロッキングブロックを撤去したものである。

当時、このレンガは、津なぎさまちを所管する都市計画部において、2度も強い波の影響で地表より剥離したものであって、建設資材として現場における再利用の可能性は低く、有償による売却もできないと判断されたものの、津市において自ら再利用する場合もあると考え、一旦、津市相川建設作業事務所の廃材置き場に運び入れたものである。現に、当該レンガの一部は、津市青少年野外活動センターからの申出により無償譲渡され、再利用されている。しかし、その後、他部署からの再利用の申出もないまま時間が経過し、ポンプ場整備に伴い津市相川建設作業事務所の移転が必要とされた以降は、レンガは、有償で売却することも再利用することも出来ず、処分に

困るようになり、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となったもの」となったのである。したがって、市職員が「相生町で使うためにレンガを譲ってほしい」と頼んだ時点では、本来、廃棄物として処分すべき状態にあったものと解することができる。とはいえ、津市相川建設作業事務所長が、明確な利用用途を確認することなく、無償譲渡に係る何らの手続きを取らず、これを承認した判断は明らかに間違いであったと言える。

本事案は、明らかに、自治会長による市職員に対する度を越えた私的な作業等の要求であり、過去に一度でも、何らかの要求を受け入れた事例を作ると、同様の要求を受けた後任者は、前任者の行動から、更に断り難い状況に追い込まれ、自治会長からの要求が、どんどんエスカレートしていった事例の一つであると言える。

レンガを自ら運搬し敷設作業を行った市職員は、自らが職務専念義務違反に抵触するとの認識を持ちながらも、自治会長からの私的な作業等の要求を断ることが出来ない状態にあったといえ、これは自治会長と日々直接的に接触する機会が多い地元で密接に関連した業務に従事していたこの職員が、特に声を上げづらい状況であったことは、想像に難くない。

これらの職員の状況は、No.13「市職員の私的利用に関する事案」においても、「地元の事情に精通した職員ほど、過去からの経緯も含めて自治会長との距離は近く、それに起因する実態のない恐怖感からか異論を唱えることはできなかった。更に、地元自治会と密接に関連する業務を行う施設においては、特に異論を唱え難い職場の雰囲気があり、仮に、そうした場合は、自らが孤立感を深める結果となることが明白で、ゆえに、ほとんどの場合は、いわば、言われるままに自治会長の要望に応えていた。」として報告されている。

オ 今後必要な措置、対応

レンガの使用に関しては、たとえ売却も再利用もできず、処分に困っていたとはいえ、無償で第三者に譲渡するに当たっては、組織としての意思決定の過程を文書にして残すことは勿論のこと、事後のトラブル防止のために書面を交わすことの重要性を、今一度、再確認することが必要である。

また、他の事案と同様に、特定の個人を特別扱いしない意思を明確に持ち、外部からの不当な要求に対しては職員が一丸となって対応する措置を講ずる必要がある。そのためにも、職員が不当な要求を受けた際に、直ちに相談・対応できる体制や運用方法の構築など組織として対応する仕組みづくりが必要である。

No.20-3「特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の津市職員が深く関与していた事実」に係る調査結果報告

ア 事実の有無

津市相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）による行政対象暴力疑惑、及び津市相生町自治会への不正な補助金の執行疑惑に、特定の津市職員が深く関与していた事実あり

なお、この特定の津市職員とは、これまでの調査結果報告において、「かねてから自治会長とプライベートでも親交のあった中堅職員」と記述してきた既に退職した職員（以下、「中堅職員」という。）のことである。

イ 事案の概要

津市職員からの聞き取りにより、複数の調査実施案件において、中堅職員が関与していたとする証言が得られたため、この中堅職員が当時使用していた津市役所の事務用パソコンの保存データの記録を確認した結果、自治会長と行動を共にし、深く関与していた者でなければ知り得ない内容のデータが数多く存在することが明らかになった。

津市では、事務職員に一人一台パソコンを業務で使用するために貸与しており、本人以外の者がアクセスできないように各事務職員には個別 ID が付与されている。この保存データの記録は、中堅職員に付与された個別 ID 専用フォルダに保存されていたものであり、この中堅職員の個別 ID でなければアクセスできないものである。なお、このデータのほとんどは、中堅職員本人が作成者、又は最終的な更新者であったと記録されている。

(1) 自治会長と中堅職員によるゴルフコンペの成績表等

自治会長と中堅職員との関係性は、中堅職員が環境政策課に異動となった平成26年度以降から深くなったとみられる。

中堅職員は、平成26年7月以降、平成30年6月までの間に、少なくとも9回にわたり、自治会長、フードバンク三重理事長、自治会長が経営に関与するスナックの従業員、その他自治会長の関係者（その中には、補助金詐欺容疑で自治会長に共謀したとして逮捕された人物も含まれている。）によるゴルフコンペの開催に関わり、ゴルフコンペに自ら参加し、更に複数の津市の若手職員を勧誘していた。中堅職員のパソコンからは、第1回から第9回のゴルフコンペにおけるハンディキャップが算出された成績表等が発見された。

(2) 平成26年11月18日 教育長室の音声データ及び協議記録等

中堅職員は、平成26年11月18日 教育長室において、自治会長が行政に過剰な要求を行っていた市民を糾弾し、当該市民が土下座のうえ謝罪した現場に同席していた。なお、その糾弾する様子はICレコーダーに録音されている。中堅職員のパソコンからは、この際の音声データとともに、自治会長が津市長宛て送付したとされる同年11月19日付け「津市役所職員への周知の協力について(依頼)」及び別紙として添付された「協議記録」が発見された。(No.18「謝罪(土下座・丸刈り)」に関する事案関連)

(3) 自治会長が代表を務める行政調査会からの質問状、意見書、要望書等

ア 平成26年12月 行政調査会が、津市長に対し、津市内の中学校教員の忘年会が偽名にて市外で実施されたとして、津市内で働く公務員である以上、忘年会に市内の飲食店・温泉施設等の利用を求め、今後、津市職員が市外で忘年会を実施した場合は、担当部署及び担当者名を公表するとした「市職員が実施する忘年会行事に対する意見書」

イ 平成27年1月 行政調査会が、津市議会議長に対し、ある津市議会議員が行政調査会の活動内容を批判していたとして、津市議会内において、今回の発言を行った議員の割り出し調査並びにその議員本人からの直接の謝罪を求めた「要望書」

ウ 平成27年2月 行政調査会が、津市長に対し、資源ごみや金属ごみの持ち去りが横行し、津市内、特に旧津市において頻繁に行われ、この行為による津市の収入損失が年間1500万円を上回ると予測するとして、行政として何らかの措置を取るべきであり、この持ち去り行為の現状を津市議会において議論することが必要であるとする「資源ごみ並びに金属ごみの持ち去りについて」の文書

なお、自治会長が当時の環境部長に、それまで津市職員が実施していた「資源物持ち去り行為防止パトロール」を相生町自治会に委託してはどうかと話を持ち掛けたとされるのもこの頃である。

エ 平成27年7月 行政調査会が、津市商工観光部に対し、まつりを運営している実行委員会の運営資金が不正に使用されているとして、津まつり実行委員会補助金の詳細な使用明細、津まつりの設営等で県外、市外の業者への発注理由、津まつり実行委員会の打ち上げに係る資金について、回答を求めた「質問状」

中堅職員のパソコンからは、この他にも自治会長が代表を務める行政調査会が津市に提出したとみられる複数の文書が発見された。

(4) 自治会長が津市に提出した申請書及び自治会長からの異議申立書

平成27年9月 津まつりや第20回津市民緑と花の市の開催が予定されているお城西公園において、相生町B級グルメ祭りを開催するための、自治会長を申請者とする「都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書」が提出され、この申請について、公園使用の一部不許可とする津市からの回答に対し、この決定を不服とする自治会長からの「質問状」や「異議申立書」が提出されている。

中堅職員のパソコンからは、この「都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書」及び、この決定を不服とする自治会長からの「質問状」や「異議申立書」が発見された。

なお、この際の都市公園内行為許可申請、これに対する自治会長からの「質問状」や「異議申立書」に起因して、当時の都市計画部次長が自治会長に対し、自ら丸刈りし、土下座のうえ謝罪するに至っている。

(5) フードバンク三重からの寄贈品の請求書、納品書等

この中堅職員は、平成28年春頃、フードバンク三重の設立に係る申請書類の作成を、別の津市職員に依頼していた。（No.12「中央市民館職員によるフードバンクへの関与に関する事案関連」）また、平成29年3月及び平成30年3月にフードバンク三重が、津市教育委員会に対し「小学校新入学児童への文具寄贈」を行っているが、この寄贈された文具は、フードバンク三重のために、当該中堅職員が購入したものであった。

中堅職員のパソコンからは、中堅職員の自宅を受取先とする請求書及び納品書のほか、フードバンク三重理事長から津市教育委員会宛ての「小学校新入学児童への文具寄贈について」の文書、贈呈式の際の理事長の挨拶文等のデータが発見された。

(6) 施設修繕支払明細

中堅職員は、施設名称、発注日、契約金額や契約業者が記載された平成27年度及び平成28年度の市営住宅に係る「施設修繕支払明細」を入手し、契約方法、契約業者、他の見積もり依頼業者など、市営高州住宅における修繕実施状況について調査・分析していたと推察される。

なお、平成28年11月以降、自治会長は、市営高州住宅等における修繕に関する公文書開示請求を行い、当該修繕業務の不適切な実態について指摘し、この問題を津市議会等で取り上げ、住民監査請求を行うとして、当時の市営住宅担当参事に対応を求めている。

中堅職員のパソコンからは、市営住宅課発注の施設修繕について、平成27年度及び平成28年度の修繕名称、金額、契約方法、契約業者、他の

見積業者を一覧表にした「施設修繕支払明細」のデータが発見された。

(7) 自治会長が津市に提出した地元調整に関する申出書、要望書等

中堅職員は、相生町地内の工事について、自治会長が当該工事の受注者と地元調整を行う場面にも関与していた。なお、その際のやり取りはICレコーダーに録音されている。

また、自治会長は、津市に対し、相生町地内の市発注工事の受注者の対応を指摘するとともに、工事請負業者に公共入札参加資格についての厳格な審査を求め、当該受注者の相生町内での工事請負は、今後一切お断りをお願いする旨の「申出書」や「要望書」を提出していた。(No.9「工事請負業者の地元調整に関する事案」においても、平成29年度に自治会長から津市水道局に「申出書」や「要望書」が提出されている。)

中堅職員のパソコンからは、自治会長が工事請負業者との間で行う地元調整の様子を録音した音声データとともに、これら自治会長が津市に提出した複数の「申出書」や「要望書」のデータが発見された。

(8) 津市幹部職員名簿及び誕生日名簿等

中堅職員は、自治会長が経営に関与するスナックの利用に関し、人事異動に伴う各部局毎の津市幹部職員名簿や当該スナックを利用する職員の誕生日名簿を提供していた。また、スナックで行われる幹部会や誕生日会において、自らがスナックに勧誘した若手職員らの出欠の確認及び会費の徴収・集計を行っていた。(No.19「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」関連)

中堅職員のパソコンからは、平成26年度会員、新会員名簿データ、部長、次長級名簿、誕生日リストのほか、誕生日会の参加者、出欠、会費、プレゼント代を明記した各種参加者名簿等、スナックで行われていた様々なイベントに関するデータが発見された。

このほか、津市職員からの聞き取りによれば、この中堅職員は、自らがスナックの女性従業員との間でトラブルを起こし、女性従業員が辞めてしまったため、その埋め合わせとして、この中堅職員の妻の元同僚であった津市の女性職員をスナックに紹介し、これをきっかけに、当該女性職員は一時的に報酬を得てスナックを手伝うことになったという。

(9) 自治会長が経営に関与する飲食店のチラシ

中堅職員のパソコンからは、自治会長が経営に関与するスナックのスタッフ募集のチラシをはじめ、津市商工業振興等関係補助金を得て開店した小料理屋のオープン時のチラシ、女性スタッフ募集のチラシ、小料理

屋で提供するお料理メニュー等が発見された。

また、平成29年11月10日付けで、自治会長が津市商工業振興等関係補助金を申請する目的で設立した「津市中心街商業振興会」会則及び役員名簿、平成30年1月の変更後の役員名簿等も発見された。

上記の事実から見て、中堅職員が自治会長に協力し、自治会長と行政の不適切な関係に多大なる影響を与えたことは間違いがないと言える。

この事実は、No.20-1「相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案」における事実の経緯と背景でも報告したとおり、この中堅職員が、時には、自治会長に内部情報を提供し、時には、自治会長が庁舎内に配布する文書や自治会として本市等へ要望する際の文書等を作成していたとする証言とも一致するものである。

この中堅職員は、自治会長に自ら近づき、ゴルフコンペや自治会長が経営に関与する飲食店に他の仲間の職員を勧誘することで、若い職員らを巻き込んで、自治会長が津市役所において物事を思い通りに進めることの手助けとなる職員を増やしていったと考えられる。

中堅職員は、これら職員から入手した内部の情報を自治会長に提供し、業務時間内に自らの事務用パソコンを用いて、自治会長が、自治会長であるという「公的立場」や行政調査会の代表であるという立場から、津市行政や津市議会に対応を求め、様々な要求を認めさせようとする「意見書」や「要望書」、「質問状」や「異議申立書」を作成していたと史料する。また、自治会長が工事受注者に地元調整と称して対応を求める様子を録音したICレコーダーの音声データには、中堅職員のものと思われる音声が含まれていることから、この場面に中堅職員が同席していたと推察できる。これらの中堅職員の行動は、自治会長への加担を思慮させる行動であって、このことが、津市行政が自治会長に弱みを握られ、幹部職員による自治会長とのその後の交渉や協議を困難にさせた要因の一つとなったと考えられ、また、津市職員の一体感を阻害し、不信感を醸成し、職員間に疑心暗鬼が広がった一つの要因でもあったと言える。

とはいえ、この中堅職員も、もとはと言えば、自治会長から自らの職務態度について糾弾され「謝罪」を求められたことに始まり、その後、これをきっかけに、自治会長との距離感を見誤り、ここまで深く自治会長との関係性を持ったことで、自治会長の行政に対する不適切な要求に加担することに繋がったものであって、この中堅職員が、自分の身は自分で守ろうとしたことが招いた事態であったとも言える。一方、そうせざるを得ないと考えるに

至った原因が、様々な困難な案件の解決を、できる限り自分たちの権限の中で処理することが職責を果たすべき使命であるとする津市役所の組織風土の下で、幹部職員が自治会長からの要求を受け入れ、その場をしのごうとする姿勢に、幹部職員には頼ることが出来ないと感じていたことにあるとする主張にも、十分耳を傾けるべきであろう。

そもそも、幹部職員が自治会長からの不当とも言える要求を受け入れ、その場をしのごうとしたことも、この中堅職員が幹部職員を頼ることが出来ないと感じ、自治会長に自ら近づき、協力し、他の仲間の職員をも引き込んでいったことも、津市役所の「組織としての弱さ」にあったと言っても過言ではない。津市職員個人のコンプライアンスに対する意識が「法令遵守」にとどまり、社会規範やルールを遵守するといったコンプライアンス意識が醸成されていなかったことも大きな要因であったと指摘せざるを得ない。